避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人ら(父母及び子2名(うち1名は原発事故後の平成23年5月に出生))について、申立人母の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、平成23年3月から同年6月までは出産直前直後であることを考慮して月額10万円が、平成23年7月から平成27年3月までは乳幼児2名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額6万円が、平成27年4月から平成30年3月までは乳幼児1名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額3万円が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4(併せて、以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。) についての和解金として、金418万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有することとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。令和4年6月1日

(仲介委員 中尾 正浩)

別紙

損害項目	申立人	対象期間	金額(円)
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料・増額分)	X 2	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	4, 180, 000
合	計		4, 180, 000